

篠山市地域防災計画(原子力災害対策計画)の策定方針

1. 背景

■平成23年3月11日にマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、地震と津波の影響により、東京電力福島第一原子力発電所が全電源を喪失して原子炉を冷却できなくなり、大量の放射性物質が発電所周囲に放出されるという深刻な事故（国際評価尺度（INES）レベル7）となりました。

資料 p1,2

この放射線物質の影響で、福島第一原子力発電所から半径20km以内にある、大熊町、双葉町などが「警戒区域」として指定され、また、一年間の積算線量20ミリシーベルト以下になることが確実である楢葉町、川内村などを「避難指示解除準備区域」、一年間の積算線量20ミリシーベルトを超える南相馬市及び飯館村の一部などを「居住制限区域」、さらに今後5年間を経過しても20ミリシーベルトを下回らない南相馬市及び飯館村の一部を「帰還困難区域」に指定しています。

資料 p3

また、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」は、原子力発電所から50km付近の飯館村まで指定されており、多くの住民が故郷を離れ不自由な生活を余儀なくされています。

■本年3月22日、原子力安全委員会の防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ：8～10km）の見直し拡大案が出され、PAZ（予防的防護措置区域：概ね5km圏内）、UPZ（緊急防護措置区域：概ね30km圏内）、PPA（ブルーム通過時の被ばくを避けるための防護区域：50km圏内（参考値））などの地域が新たに設定される見込みとなりました。

資料 p4

■兵庫県は、国の「原子力施設等の防災対策について（防災指針）」（平成24年中に改訂予定）、関西広域連合の「関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）」（平成24年度中に改訂予定）を参考に、平成25年度中に、兵庫県地域防災計画（原子力等防災計画）の改正が行われる予定です。

資料 p5

2. 篠山市の現状

■近傍の原子力発電所（高浜発電所、大飯発電所）から篠山市の境界まで43km以上離れており、EPZ8～10kmの4倍以上の距離があることから、基本的に原子力発電所による災害のおそれはないという前提のもとでこれまで防災対策を進めてきました。

資料 p6

■地域防災計画につきましては、核燃料物質等の事業所外運搬中の事故を想定した防災計画が、策定されていました。

■今回の福島原発事故を受けて、原子力発電所による災害の防災計画を早急に作成する必要があります。EPZの見直し案に基づくと、市内ではUPZ30km圏内には入らないも

資料 p7,8

の、P P A 50 k m (参考値) 圏内に市の北東部の一部、市民約 2,600 人が入ることになります。

■本市の地域特性は、兵庫県中東部に位置し、市域は東西約 30 k m、南北約 20 k m、面積が 377km² となっています。市内の河川は、加古川水系、由良川水系であり、篠山川はその加古川水系の一大支流です。また、北部は由良川水系、南部は武庫川水系となり、流域に谷底（こくてい）平野を発達させています。地形は、大きくは丹波山地（高地）と丹波低地（篠山盆地）の2つに分けられます。丹波山地は主要な断層線や起伏等から大小いくつかの地塊（ちかい）（断層）山地に分けられ、丹波低地は丘陵地や段丘面（だんきゅうめん）、谷底平野等に区分できます。

また、主要道路が国道 173 号・176 号・372 号に限られ、大災害時に孤立しやすい地域であること、65 歳以上の市民が約 25%と高齢化が急速に進んでいるという現状があります。

■気象特性は、福井県の嶺南地方では地形の影響などによって南北の風が卓越して吹いています。敦賀原子力発電所に近い敦賀特別地域気象観測所の風観測統計では、年間を通して南南東から南の風が最も多く（約 45%）、次いで北から北北西の風が多く（約 25%）吹いています。弱い風を除くと季節的な特徴が明瞭で、夏期（6～8月）は南南東の風が約 60%、また、冬期（12～2月）は北から北北西の風が約 50%の割合で吹いており、各月の平均風速は 4.5m/s 程度となっています。

篠山市の北にある柏原地域気象観測所では、年間を通じて北北西の風が最も多く約 19%、次いで南からの風が 16%、北及び北西からの風がそれぞれ 12%となっている。福井県の原子力発電所からの方角にあたる北から北東の風は年間では約 18%、冬期（12月～2月）は、約 18%、夏期（6～8月）は 17%の割合で吹いている。北西から北北西の風は 20%程度となっており、年間の平均風速は 1.7m/s 程度となっています。

（気象庁の観測所データを使用、統計期間は敦賀特別地域気象観測所 1988 年 2 月～2012 年 1 月、柏原地域気象観測所は 2011 年 1 月～12 月）

3. 計画の策定方針

■国の防災指針は平成 24 年中に策定、関西広域連合の関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）は平成 25 年 3 月までに見直しを行い、そして、兵庫県の地域防災計画（原子力等防災計画）が、これらを踏まえて 25 年度に見直し作業に着手される予定となっていることから、24 年度下半期は、市として早急に取り組みなければならない原子力防災対策について検討を行い、平成 25 年度に、国、関西広域連合及び兵庫県の防災計画の見直し内容を基に、篠山市地域防災計画（原子力災害対策計画）を策定します。

■国の防災指針や原子力に関する最新の情報を随時取り入れ、国や県で新しい方針が示されたときは、随時見直すこととします。

■本計画の検討は、国、県や防災関係機関と連携し調整を図りながら進めることとします。

<計画の検討にあたっての考慮事項>

- (1) 東日本大震災における福島第一原子力発電所事故の教訓および課題
- (2) 国の原子力安全委員会における「原子力施設等の防災対策について」の見直しに関する考え方について(平成 24 年 3 月 22 日)や、今後の原子力規制委員会による原子力防災指針の見直し検討状況
- (3) 国の防災基本計画、防災業務計画、関西広域連合の関西防災・減災プラン（原子力災害対策編）、兵庫県地域防災計画（原子力等防災計画）との整合
- (4) 関西広域連合の防災計画、兵庫県地域防災計画（原子力等防災計画）の見直し検討状況
- (5) 国や県が今後行う予定の放射性物質の拡散予測シミュレーション結果
- (6) 篠山市地域防災計画（地震災害対策計画・風水害対策計画）との整合
- (7) 先進事例である京都府、滋賀県等の原子力災害対策計画を策定している自治体の地域防災計画および各種資料等
- (8) 兵庫県内の近隣自治体が作成検討中の地域防災計画および各種資料等

4. 計画の内容

■国・県の計画を踏まえつつ、篠山市の地域特性も考慮しながら、平成 25 年度内に法定計画として篠山市地域防災計画（原子力災害対策計画）を策定することとします。

<原子力災害対策計画の主な内容>

- (1) 被害想定
- (2) 情報収集・連絡体制等の整備
- (3) 災害応急体制の整備
- (4) 退避及び避難体制の整備
- (5) 避難者受入れ態勢の整備
- (7) 避難先の指定・開設・運営
- (8) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発
- (9) 原子力災害訓練の実施
- (10) 飲料水、飲食物の摂取制限等
- (11) 除染

(12)医療体制の確保

(13)風評被害等の影響の軽減

(14)心身の健康相談体制の整備

※現在、地域防災計画にある核燃料物質等の事業所外運搬中の事故等の対策は、平成 25 年度の作業の中で統合します。

5. その他

■原子力災害対策マニュアル等の作成

(1) 原子力災害が発生した場合の対策班別業務マニュアル（市役所内部対策班向け）